

ゲノム編集食品表示義務化を求める意見書を国に提出することを求める請願

生活クラブ生活協同組合埼玉

請願の趣旨

消費者基本法で保障されている消費者の「知る権利」「選ぶ権利」を担保するために、『ゲノム編集食品』の表示を義務化することを求める意見書を国および、国会に提出してください。

理由

いま、『ゲノム編集食品』(ゲノム編集技術応用食品)という遺伝子組み換え技術を転用した新たな食品が出回り始めています。しかし、この『ゲノム編集食品』は表示義務がないため、知っている消費者は7%程度と、とても少ない状況です。

『ゲノム編集』とは、染色体の特定の塩基配列(ゲノムの一部)を認識する酵素を用いて、その塩基配列の一部を改変する技術です。この改変の結果、外来遺伝子が残っている場合は、『遺伝子組み換え』となり、食品表示基準で表示が義務付けられています。一方、外来遺伝子が残っていない場合は、『ゲノム編集技術応用食品』となります。

したがって、『遺伝子組み換え食品』については、「分別生産流通管理済み」などの表示により消費者は、遺伝子組み換えのものとそうでないものを見分けることが可能です。しかし、『ゲノム編集食品』については、2019年以降、国への届け出のみで流通販売が可能となっています。すでにトマトやフグ、タイなどが市場流通しており、今後増えていくことが予想されます。

『遺伝子組み換え食品』で問題となる、意図しない類似の遺伝子配列を切断してしまう可能性は、『ゲノム編集食品』も同様で、食の安全性に強く影響する危険性があります。

消費者には、「選ぶ権利」「知ることができる権利」が認められていますが、「ゲノム編集かどうか」を表示する義務がなく、知らないままに口にすることになってしまっています。消費者が安心して食品を選べるようにするために、『ゲノム編集食品』であるかどうか分かる表示が必要です。

消費者が納得して選択できる仕組みをつくるため、すべての『ゲノム編集食品』について表示を義務化することを求めます。